

農業再生協議会 担い手・農地だより



「株式会社 七久里農園の皆さん」

(前列、一番左の方が代表取締役の伊藤貴裕さん。社員6名にベトナムからの農業研修生2名)

“Iターンでトマト・長ネギを主体としたに多品目野菜 生産に挑む”

株式会社 七久里農園

飯田市山本

河岸段丘の多い長野県の南端、飯田市はその地形を活かし果樹をはじめ幅広い農業生産が営まれている。

決して良好なほ場条件といえない地域で休止している施設や耕作ができなくなった農地を借り受け、実需者ニーズの高い多品目の野菜生産を効率的に行っている。

Index

- 認定農業者 「株式会社 七久里農園 伊藤貴裕さん」
- 県・地域の動き 「集落営農経営発展支援研究会」開催ほか
- 農業経営セミナー 「これからの農産加工を考える」下
- 視点 「TPPと日本農業XVII」
- 支援の窓 「農業収入保険制度の概要」について

「誰でもできる農業」に成長する 会社を目指して

トマト好きが高じ、愛知県から「ターナー就農」

長野県の南端、飯田市山本で多品目の野菜栽培を行う「七久里農園」代表取締役の伊藤貴裕さん（四二歳）をご紹介します。

伊藤さんは、大学院の農学部を卒業後、愛知県内の農業法人に就業し四年間、農業生産に従事してきた。

トマトが好きで自分で作ることを目指し、休暇を利用してあちこちの空きハウスを探し回った。時たま、当地区内に空きハウスが見つかり、農業委員などを通じ、借り受けにこぎ着けた。今から一三年前、伊藤さんが

三〇歳の時、奥さんと一緒に就農し、念願のトマト栽培を開始した。

農園のすぐ近くに、山本

竹佐地域の鎮守「七久里神社」があり、五穀豊穣や無病息災を祈願、感謝する豊年祭りが七〇〇年にわたり



事務所兼作業場

行われ、三国煙火の降りかかる火の粉の中で若者が樽を振りながら勇壮に舞うことから、「裸祭り」として全国に有名な神社だ。「七久里農園」の名称は、名前はどこにあるか大体

の見当がつくこと、また、地域に根ざして行きたいから名付けたそうだ。

信用性を求め、法人化

年々、空きハウスの借入

や耕作面積が拡大する中で、労働力の確保が必要となり、求人募集をする中で、高校卒業者の親も安心して就職できるようにと、平成二十五年一月に株式会社を設立した。現在、社員

表1 平成29年度の経営作目

経営作物	面積(a)	概	要
ト マ ト	80	大玉70 a、ミニトマト10 a 定植 3月～7月、収穫 6月～11月	
長 ネ ギ	500	播種 2～4月、収穫 10～2月	
ル ッ コ ラ	20	直周年栽培。関東地方のハーブ屋に販売	
ナ ス	10	30年度からは休止	
ピ ー マ ン	10		
レ タ ス	20		
白 菜	50	業務用飲食店直接契約販売	
菌床しいたけ	4000本	30年度からは休止	

表2 主な機械・施設

機 械 ・ 施 設	トラクター 2台 (25・48馬力)、動力噴霧器 5～6台、 ビニールハウス 20棟 (1 ha)
-----------	--



長ネギの出荷調整



長ネギの収穫作業

六名にベトナムからの研修生二名、パート従業員常時二名の労働力で行っている。社員六名の中には、三名が「農の雇用事業」を活用し就業している。

空きハウスの借り入れ、増加する分散農地から如何に収益性を高めるか

ハウス施設は、借り受けたものや買い上げたものが数々ある。大小はあるが約二〇棟、面積にして約一ヘクタールに及ぶ。また、農地については、農業をやめる人や耕作ができないことから作付けの依頼が、年々多くなってきた



レタス栽培

に、現在は、周年出荷が可能な作目を栽培しているが、今後は、労働生産性の向上を図るため、ナスと菌床しいたけをやめて収益性の高いトマトや長ネギに集中させていく方針だ。

販売ルートはひとつに絞らないバランスを

大玉トマトは関東方面のスーパーに約八割を出荷。長ネギ、カラフルミニトマトなどはJAに出荷。ルッコラは関東方面のハーブ屋さんに出荷するなど、スーパー、JA、中・外食業務用と販売ルートをひとつに絞っていない。また、規格

外のトマトは、ジュース、ケチャップに委託加工し、市の「ふるさと納税」の返礼品として扱われている。

農場ごとに責任と役割分担を明確にした会社で規模拡大を

今後の農園について、「年々、借り受けする農地が増加し、規模拡大が見込まれる。社員一人ひとりの役割を分担し、責任を持って働くことができる、ピラミッドのような会社としていきたい。また、障害者など、誰でも農業に携わることができるので、その場づくりもしていきたい」「高冷地でもなく、効率の良いほ場条件でもないこの地の弱点を逆手にとって、気候を活かし、競争相手も少ないこの地で飛躍していきたい」と笑顔で語った。

(平成三十年一月取材
担い手・農地部会

事務局 川井)

県・地域の動き

「集落営農経営発展支援研修会」開催

県農業再生協議会担い手・農地部会は十月三十一日、安曇野市のスイス村サンモリッツで集落営農組織の経営安定や法人化を支援する「集落営農経営発展支援研修会」を県内の集落営農組織の役員をはじめ、市町村、JA担当者など一三〇余名が参加して開催した。

研修会は、県農業技術課の高橋英昭副主任専門技術員から情勢報告として、集落営農組織の現状と課題について報告。集落営農組織の現状を踏まえ、今後の課題として、①経営の効率化（コスト削減）②継続性（後継者の確保育成）③収益力の向上（高収益率作目の導入）等の必要性が提案



農業経営コンサルタント・税理士 森剛一氏の講演

された。続いて、長野税務署の田口登審理専門官から、集落営農の税務について、「集落営農組織は、人格なき社団等」に該当する。収益事業を営む場合は、その所得に対して法人税が課せられる」旨の説明がなされた。

研修会のメイン、「集落営農法人の設立」と題し、農業経営コンサルタント・

農業経営を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、経営者として常に経営管理やリスクを回避する能力の向上を図る必要があることから、当協議会担い手・農地

「農業経営管理能力向上セミナー」開催

（農業再生協議会担い手・農地部会事務局）

税理士・森剛一氏が講演。農業政策における集落営農法人の位置づけ、一般社団法人の税制上の扱い、消費税の引き上げへの対応をはじめ、法人化後の組織運営のポイントとして、雇用労働による通年雇用体制の確立や地権者組織の育成強化、集落機能の機能分担の必要性などが提示された。また、法人化を取り組む上で参考となる定款例や法人設立の手続きの流れ、法人の会計処理方法など、幅広い資料も提示された。全国各地で活躍されている第一人者の森氏の講演は、非常に関心の高いものとなった。



「農業法人の税務」を講義する神谷正紀氏

部会は、例年、認定農業者等を対象に「農業経営管理能力向上セミナー」を県総合教育センター（塩尻市）で開催している。

今年度は、第一回を平成二十九年十二月六日、第二回を平成三十年一月十七日、第三回を二月十四日に開催した。

第一回は、農業経営コンサルタントの井出万仁氏が「農業の法人化と運営・管理」と題し、なぜ法人化が必要か、「農地所有適格法人」の要件、法人化による制度上のメリット・デメリット、法人設立の事務手続きと留意点、法人の管理・運営のポイントなどについて

て、独自で行われたアンケートの結果を交え、講義された。税理士法人さくら中央会計の税理士神谷正紀氏は、「農業法人の税務」と題し、やさしい決算書の見方と分析の方法をはじめ、税制面から見た法人化のメリットなどについて講義をされた。

第二回は、社会保険労務士法人アンカーの特定社会保険労務士・山本亨氏が「農業経営の労務管理と社会保険制度」について、農政部農業技術課農業環境係の原祐太技師が「農業生産工程管理（GAP）認証」について講義をされた。

第三回は、県農協地域開発機構統括研究員大熊桂樹氏が「農業の六次産業化」についての講義と六次産業化の実践事例として、長野市の長野ベリーファーム㈱代表取締役・岡田敬司氏がイチゴとフルーツトマトの加工製品開発とインターネット販売について、須坂市の楠わいなりー㈱代表取締役・楠茂幸氏がワイン醸造施設を新設し、自家製ワイン製造と直接販売する経営について報告をされた。

(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)

「遊休農地活用功績者表彰」受賞者決まる

県内で遊休農地の発生防止や有効活用に顕著な実績を上げている組織をたえ、広く周知し、農地の有効利用を一層推進するため、農業再生協議会等が主催し、県、農業会議、農協中央会が後援する表彰事業を実施している。

今年度は、応募のあった四組織について、十一月に現地調査、十二月に審査会を開催し、次のとおり表彰者を決定した。

県知事賞の長野市「平生産管理組合」は中山間地域の耕作放棄地の発生を防止し将来わたって持続的な農業生産を維持していくため、平成十二年に四集落の農業者三八戸で集落営農組織が設立された。地域の実情の把握や組織の運営方法を検討するためのアンケートや話し合いを重ね「営農支援規程」等を定め、耕作

ができない農地、約四・五畝に水稲・大豆・ケールを共同作業で栽培した。大豆は付加価値を付けるため大豆子に加工・販売するとともに、ビニールハウスを活用し「ケール」を栽培し出荷している。

長野県農業協同組合中央会会長賞の青木村「農事組合法人青木村機械作業受託組合」は、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加を危惧し、平成二十年、村内四つの作業受託部会を統合し、受託作業をはじめ農産物の生産・販売を行う農事組合法人を設立し、そば・麦・大豆のブロックローテーションに取り組んでいる。遊休農地は、耕作放棄地再生利用交付金により五・七畝を再生し、不耕作地九・七畝にそば「タチアカネ」を栽培。栽培面積は約五〇畝に達し、村内外のそば店舗に供給するほか、そば焼酎「たち茜」の製造により知名度の向上を図っている

一般社団法人 長野県農業会議会長賞の伊那市「伊那バス株式会社」は、「地域の足」として一〇〇周年

を迎えるにあたり、「足」以外の地域貢献を検討。地元、信州大学で育種された夏秋イチゴを新たな地域特産品として創出するため、平成二十七年五月、「アグリ事業部」を設立した。放任状態にあった畑約一畝を借り受け、耕作放棄地再生利用交付金を活用して再生し、ビニールハウス七棟を建設した。信州大学や近隣の栽培者との技術交流により、品質向上と商品名を「恋姫」と統一することでブランド化を図り、「新宿高野」をはじめフルーツ店やホテルなどへの販路を拡大している

長野県農業再生協議会会長賞の飯山市「株式会社アグリみゆき」は、新規就農者支援や遊休農地の活用等により地域の農業振興と地域活性化を目的にJAの子会社として、平成二十六年三月に設立された。高齢化等により耕作が困難となっていた一・三畝の農地を借受け、ズッキーニ、加工ほうれん草、などを栽培。平成二十九年には研修センターを立ち上げ、新規就農者や定年帰農者の育成支援を

行う体制や、新技術導入の実証ほ場としての役割も期待されている。

(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)

「遊休農地活用シンポジウム」開催

遊休農地の発生防止と解消の機運を醸成するとともに、有効活用に向けた取り組みを一層促進するため、県・県農業会議・県農協中央会・県農業再生協議会・信州の田畑を耕そう！連絡会が共催し、二月五日、長野市若里市民文化ホールで平成二十九年年度遊休農地活用シンポジウムを開催。農業委員、市町村・JA担当者など、約三〇〇名が参加した。

最初に平成二十九年年度遊休農地活用功績者表彰事業の表彰式が行われ、県知事賞をはじめ四組織が表彰された。

続いて、「長野の田舎は宝の山」と題し、NPO法人えがおつなげて代表・曾根原久司氏から基調講演が行われた。曾根原氏は「日



NPO法人えがおつなげて代表 曾根原久司の基調講演

本の田舎の資源は宝だ。耕作放棄地や未活用の間伐材を活用し様々な事業を展開してきた。この宝(資源)を活用する首都圏と田舎が繋がることで大きな産業の創出ができる。担い手が減少する中、将来、この宝を活かす「起業家」が参入して来る」などと語った。

遊休農地活用功績者表彰の上位入賞した長野市の「平生産管理組合」と「農事組合法人 青木村機械作業受託組合」から活動事例の報告がされた。

(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)



これからの農産加工を考える

——地域・農業の維持・発展に必要な農産加工とは——(下)

小池手造り農産加工所(有) 取締役会長 小池 芳子

他の農産物加工所の現状は

全国、また県内には、行政等の支援や多数の利用者が利用できる加工所、何戸かの農家が集まって作った加工所がありますが、リングジュースしかできない固定化した加工所など、年間稼働が運営上無理となり、閉鎖を余儀なくされていることも多い。

他県において、一人がリーダーとなって、自分で加工ができない人のものを集め五〜六千本のジュースを加工する事例や、自分が生産したトマトを自分の三ヶ所の直売所で売り切っているような事例を見てきた。直売所には毎日八〇名余が来客。青果のトマトも売られるが、その他のトマト加工商品も売れてしまう。トマトは生産量が増加しているが、価格の上下が少なくない。味がすべてで、味の良

い(糖度が高い)ところに客が集まってくる。

小池さんのところには、全国から加工所の相談が多くあり、機械を紹介し、造り方についても加工所に研修にきて、指導を受けやっていると、九州、滋賀、京都、山形、千葉と数多い。

産地に地域の素材を生かすことのできる農産加工所を

県下、また全国には地域特産物の産地が数多く存在しているが、農業収入は青果販売に依存しているところが多い。ところが、他県の日本農業賞の受賞者の中には、当加工所の利用者が多い。青果と加工品併せて半端でない高収益が得られているようだ。それぞれの産地に青果以外に多くの加工素材が存在している。自然災害や何かのアクシデン

きるのではないか。産地に共販体制が崩れてきたのでこれらの状況にあった体制に取り組み、その地域の特産品にあった加工施設がなければいけないと思う。広島県ではいくつかの集落営農農業法人と一緒に作った加工施設を見てきた。

素材へのこだわり

加工所は高級材料を使って商品を作り出す。例えば、しょう油は国産丸大豆から製造されたもの、砂糖はグラニュー糖など素材にこだわり抜いている。これを説明し、納得した上で加工を受託する。最近では高級焼き肉屋さんからオリジナルのたれを作って欲しいとか、上伊那の有名な「ソースカツ丼」のオリジナルソースの依頼やイタリアン料理店からオリジナルケチャップの製造依頼や誕生日記念の小ビンの依頼もある。トマトひとつにとっても味を求めて買い求めてくる時代。消費者は良いもの、美味しいものに寄ってくるもの。何よりも理念がブレないことが一番大事だ。

技術者の育成が必要

県下の加工所の状況を見ると、加工のできる技術者がいなくなった。生産者は残して欲しいとの声があるのが、人件費など運営が継続できないなどと聞いている。全国的に見ても、小池手造り農産加工所のような事業形態を持って取り組まれている事例はないようだが、農産加工はそれぞれ、素材も異なり、加工方法も異なってくる。当加工所の技術者は、製造記録データを作り、過去のデータを基に依頼者と相談し、その結果を評価しながら、加工技術の習得をしてきた、過去に加工したことのないものについては技術者が一緒に考えて考えながら対応してきた。農家とともに考え、少しでもより良い商品を作り出すには、日々勉強の日ともいえる。そんな中、下伊那農業高校の学生も加工研修を受け入れている。未来の地域農業をやっていることを望んでいる。

(平成二十九年七月取材)

担い手・農地部会

事務局 川井



TPPと日本農業 XVII

— TPP11は決着、国内手続きへ —

農的社会デザイン研究所

代表 蔦谷 栄一

TPP11が最終決着

トランプ政権の発足と同時に、アメリカのTPP離脱が宣言され、これを受けて残りの一一か国によってTPP11の交渉が展開されてきた。

昨年の一一月にはTPP閣僚会議で大筋合意をしたものの、カナダやベトナム等が主張する項目については継続協議とされ、交渉が続けられてきた。

これが年明けの一月、継続協議となっていた四項目について決着し、各国は国内手続きに入るようになったものである。

来年にも発効の見通し

TPP11の最終決着にともない、三月の八日に、チリのサンチャゴで署名式が行われる予定だ。この署名を受けて各国は発効に向けた国内手続きに入ることになるが、我が国は今国会で

協定承認案と関連法案を提出する方針だ。TPPは六か国以上が国内手続きを終えれば発効することになっているが、ニュージーランドやメキシコをはじめとして早期の議会承認が予想されている国もあって、早ければ来年にも発効するとの見通しが出されている。

経済圏は当初の三分の一

当初のアメリカが入ったTPPは、GDP、貿易額、人口の世界全体に占める割合は、三七・五割、二五・七割、一一・三割であったが、TPP11では二二・九割、一四・九割、六・九割と大幅に縮小する。

しかしアメリカ抜きのTPPとはいえず、自動車や食品等の輸出拡大や、生産コストの低減、さらには電子商取引（EC）のルールが固まることによってIT業界のアジア展開の自由度が高まると見るなど、企業は

追い風を期待する向きが強い。政府試算はGDPで約一・五割の増加を見込む。

拡大する市場開放

そこで農業分野の内容を見ると、農林水産物の八二割で関税撤廃されるが、米や牛肉などの重要品目について関税撤廃は免れたものの大幅な市場開放に踏み切ることになる。

例えば米はミニマムアクセスの枠外で、オーストラリアに六〇〇〇ト、一三年目には八四〇〇トの輸入枠を新設する。牛肉については全参加国に対し、現行の関税三八・五割を、一六年かけて段階的に削減して九割に引き下げる。豚肉については差額関税制度が維持されるものの、低価格帯については従量税（一キログラムあたり五〇円）を一〇年目に五〇円まで削減、高価格帯については従価税（四・三割）を一〇年目に撤廃する。また

脱脂粉乳・バターについてはニュージーランドとオーストラリアにアメリカも加えて七万ト（生乳換算）の低関税輸入枠を設定、チーズについてはニュージーランド・オーストラリア産に各一五〇トの輸入枠（プロセスチーズ）を設定などとなっている。

農産物への影響についての政府試算は、国内対策によって、また生産コストの低下によって所得・生産量は変わらない、すなわち影響はないとしている。

これではある程度の国内対策は講じられても、影響が出れば農家なり資材メーカー等のコスト削減努力が足りない、自己責任だということにされかねない。

問われる政府の姿勢

そもそもTPP11では、一二か国によるTPPで合意した乳製品の七万トの輸入枠については、アメリカの離脱にもなって縮小してしるべきであった。ところが日本政府は修正要望を交渉のテーブルに上げることが見送った。日本の農業に配慮して、再協議規定は盛り込んだとはするもの

の、「日本は全然、何も主張していない」と言われても止むを得まい。カナダやベトナムが、自国の利益確保のために最後まで粘り抜いたのとは好対照で、まずは合意ありきで、日本農業を守るという意思を感じ取ることができない。

アメリカがTPPに?

こうした一方で、日米経済対話の事務会議が一月に開かれ、アメリカ産牛肉の月例制限の撤廃が求められ、あわせて牛肉の緊急輸入制限措置（セーフガード）の見直し、ポストハーベスト農薬の定義見直しなどで揺さぶりをかけられている。

さらに一月二十五日には、トランプ大統領が、「TPPはひどい協定だ」としながらも、「はるかに良い協定になるならば、（TPPに）参加するだろう」と述べたことが報じられている。TPPに日米FTAが絡み、先行きの見通しは困難だ。日本農業は後退を余儀なくされるばかりで、政府はこれを守る意思を持たなければ、すべては茶番で、日本農業の壊滅を招くだけだ。

支援の窓 「収入保険制度」がはじまります

農業経営の新たなセーフティネット「収入保険制度」がはじまります。収入保険は平成31年1月からスタート、農業者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る新たな保険制度の概要をご紹介します。

収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

青色申告には、複式簿記の方式のほかに、現金出納帳等に日々の取引と残高を記帳すればよい「簡易な方式」があり、白色申告を行っている方でも、容易に取り組みます。

青色申告を始める方は、3月15日までに、最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出してください。地域のJAや農業委員会等でも無料相談や代行サービスなどのサポートをしています。

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。（捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。）

品目の限定は、基本的にありません。

米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米など）も含みます。

なお、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。

収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度）を下回った場合に、下回った額の9割を（支払率）補てんします。

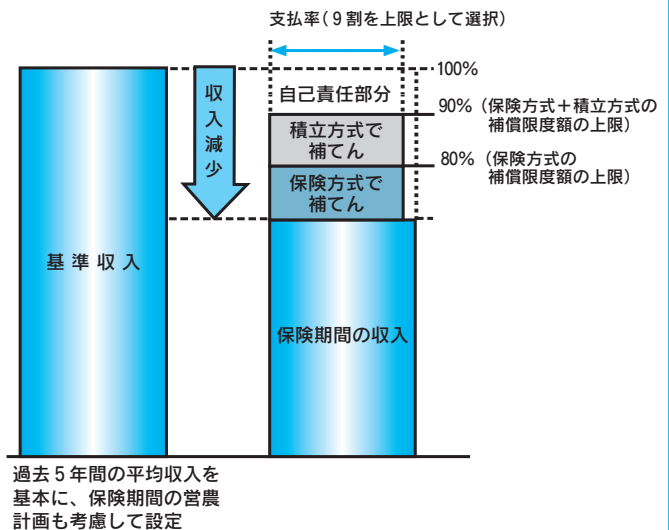
※ 5年以上の青色申告実績がある場合

「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとまらない積立方式」の組合せで補てんします。

保険料については50%、積立金については75%の国庫補助を行います。

保険料（掛金）率は1.0%程度（現時点の試算）となります。また、自動車保険と同じように、保険金の受取が少ない方は、保険料（掛金）率の段階が下がっていきます。

注）農業者は保険料・積立金とは別に、事務費を支払います。



例えば、基準収入が1000万円の農業者は、29.7万円（保険料7.2万円と、積立金22.5万円）を用意すれば、万一の場合にも、800万円台の収入が確保されます。

窓口は、農業共済組合が担当しますので、ご相談ください。

組合では、収入保険制度に関する問い合わせ窓口を設置しています。制度についてご質問がありましたら、お近くのNOSA Iまでお問い合わせください。

(長野県農業共済組合 企画情報監理課)